

国立大学法人大分大学内部規則等の制定改廃等に関する規程

平成20年12月22日制定

平成20年規程第84号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）における内部規則等の種類、制定改廃等に関する手続等については、他に別段の定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 「内部規則等」とは、ポリシー等及び内部規則をいう。
- (2) 「ポリシー等」とは、ポリシー、宣言、ガイドライン、基本方針、規範をいう。
- (3) 「内部規則」とは、法人規則、学則（大学院学則を含む。以下同じ。）、規則、規程、細則及び内規をいう。
- (4) 「制定権者」とは、内部規則を制定することができる学長又は第8号に規定する部局長等をいう。ただし、学長選考・監察会議が定める規則、規程、細則及び内規の制定権者は、学長選考・監察会議議長とする。
- (5) 「部局」とは、国立大学法人大分大学部局を定める規程（平成16年規程第14号）第2条第2項第1号に規定する部局及び医学部附属病院とする。ただし、大分大学学内共同教育研究施設等管理委員会規程（平成16年規程第73号）第1条に規定する施設は、学内共同教育研究施設等と表し1部局とする。
- (6) 「部局長」とは、前項に規定する各部局を掌理する者をいう。この場合において、学内共同教育研究施設等の部局長は、大分大学学内共同教育研究施設等管理委員会委員長とする。
- (7) 「部門」とは、国立大学法人大分大学教員組織規程（平成28年規程第61号）第2条に規定する部門をいう。
- (8) 「部局長等」とは、第6号に規定する部局長に、国立大学法人大分大学教員組織規程第4条第1項に規定する部門長を加えた者とする。
- (9) 「主管課等」とは、当該内部規則等に係る事務を所掌する課・室及び学部事務部をいう。

2 学長選考・監察会議が定める規則、規程、細則及び内規は、第8条から第11条までの規定にかかわらず、学長選考・監察会議が定める。

第2章 ポリシー等

(ポリシー等)

第3条 ポリシー等は、法人の経営又は大分大学（以下「本学」という。）の教学に関する重要な方針、政策、考え方等を学内外に示すために文章化するものとし、内容に応じて経営協議会又は教育研究評議会における審議の後、役員会の議を経て、学長が定める。

(ポリシー等の検討)

第4条 ポリシー等の制定改廃を行うに当たっては、必要に応じて、関係委員会等において検討を行うものとする。

(ポリシー等の制定手続)

第5条 ポリシー等は、主管課等が起案し、制定改廃の手続をする。

第3章 内部規則

(法人規則)

第6条 法人規則は、法人の組織及び管理運営についての基本的な事項を規定するものとし、内容に応じて経営協議会又は教育研究評議会における審議の後、役員会の議を経て、学長が定める。

(学則)

第7条 学則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第8項及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第4条に規定する事項を規定するものとし、内容に応じて経営協議会又は教育研究評議会における審議の後、役員会の議を経て、学長が定める。

(規則)

第8条 規則は、教育研究及び管理運営に関する重要事項を規定するものとし、内容に応じて経営協議会又は教育研究評議会における審議の後、役員会の議を経て、学長が定める。

(規程)

第9条 規程は、法人規則、学則、規則又は法令等に基づき、教育研究及び管理運営に必要な事項を規定するものとし、次のとおり学長又は部局長等が定める。

- (1) 学長が定める規程は、内容に応じて学長が必要と認める経営協議会若しくは教育研究評議会の審議、又は役員会の議を経て定める。
- (2) 部局長等が定める規程は、部局に設置された教授会、研究科委員会、グローバル感染症研究センター運営委員会、教育マネジメント機構運営会議、研究マネジメント機構運営会議、クライスマネジメント機構運営会議、学術情報拠点運営会議、学内共同教育研究施設等管理委員会若しくは病院運営委員会又は部門に設置された人事会議の議を経て定める。

(細則)

第10条 細則は、法人規則、学則、規則又は規程を実施するために必要な事項について規定するものとし、学長又は部局長等が定める。

2 部局長等が定める細則は、部局に設置された教授会、研究科委員会、グローバル感染症研究センター運営委員会、教育マネジメント機構運営会議、研究マネジメント機構運営会議、クライスマネジメント機構運営会議、学術情報拠点運営会議、学内共同教育研究施設等管理委員

会若しくは病院運営委員会又は部門に設置された人事会議の議を経て定める。

(内規)

第11条 内規は、規程及び細則の解釈・運用上の約束事項について規定するものとし、学長又は部局長等が定める。

(内部規則の検討)

第12条 内部規則の制定改廃を行うに当たっては、必要に応じて、関係委員会等において検討を行うものとする。

(付議の省略)

第13条 学長が定める規程において、次の各号のいずれかに該当する場合は、関係審議機関への付議を省略できるものとする。

- (1) 法令又は内部規則の改正に基づく法令名等名称の変更又は適用条項の変更による改正を行う場合
- (2) 組織の設置改廃等に伴う組織名又は職名の変更による改正を行う場合
- (3) 用字、用語及び送り仮名の整備による改正を行う場合
- (4) 元号の改正による改正を行う場合
- (5) その他改正内容が形式的で軽微なものと学長が認める場合

2 前項に規定する付議の省略は、担当理事の責任の下に行うものとし、その判断が困難な場合は、学長と調整するものとする。

3 部局長等が定める規程及び細則において、第1項各号のいずれかに該当する場合は、部局長等の判断により関係審議機関への付議を省略できるものとする。この場合において、第1項第5号の「学長」を「部局長等」に読み替えるものとする。

(内部規則の書式及び形式)

第14条 内部規則の書式は、A4版の左横書きとする。

2 内部規則は、原則として、法令の形式によるものとする。

(事前相談)

第15条 内部規則を制定改廃しようとする主管課等の長は、総務部総務課長に事前相談をするものとする。ただし、第13条に規定する付議の省略を行うときは、事前相談を要しないものとする。

(内部規則の制定手続)

第16条 学長が定める内部規則は、総務部総務課において起案し、制定手続をする。

2 部局長等が定める内部規則は、主管課等が起案し、制定手続をする。

3 部局長等は、前項により制定した内部規則を学長に報告するものとする。

(内部規則の記号及び番号)

第17条 内部規則は、その種類ごとに、当該種類の名称及び番号を付すものとする。

2 前項の番号は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる一連番号とする。

第4章 雑則

(周知)

第18条 ポリシー等及び内部規則の制定改廃を行ったときは、所定の方法により周知する。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、ポリシー等及び内部規則の手続等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、平成20年12月22日から施行する。

2 この規程の施行の際、国立大学法人大分大学内部規則の基準に関する規程（平成16年規程第13号）第2条第1項第3号の規定により定められた現に存する内規、要項、要領、申合せ、基準及び指針は、当分の間、従前の例による。

3 この規程の施行日の前日において、現に存する全学的なポリシー等は、この規程に基づき作成されたものとみなす。

4 国立大学法人大分大学内部規則の基準に関する規程（平成16年規程第13号）は、廃止する。

5 第2条第5号の規定にかかわらず、福祉健康科学部が設置されるまでの間、同号中「及び医学部附属病院」とあるのは、「医学部附属病院及び福祉健康科学部設置室」とする。

6 第9条第2号及び第10条第2項の規定にかかわらず、福祉健康科学部が設置されるまでの間、福祉健康科学部の規程及び細則については、福祉健康科学部設置室に置かれた設置室会議の議を経て定める。

7 第2条第5号の規定にかかわらず、大学院福祉健康科学研究科が設置されるまでの間、同号中「及び医学部附属病院」とあるのは、「医学部附属病院及び大学院福祉健康科学研究科設置準備室」とする。

8 第9条第2号及び第10条第2項の規定にかかわらず、大学院福祉健康科学研究科が設置されるまでの間、大学院福祉健康科学研究科の規程及び細則については、大学院福祉健康科学研究科設置準備室に置かれた設置準備室会議の議を経て定める。

附 則（平成25年規程第34号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第53号）

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第69号）

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（令和元年規程第10号）

この規程は、令和元年9月18日から施行する。

附 則（令和3年規程第4号）

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第28号）

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年規程第2号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規程第38号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。